

本件意匠				被告意匠			
原告の主張	認否	被告の主張	裁判所の認定	原告の主張	認否	被告の主張	裁判所の認定
基本的構成態様				基本的構成態様			
A	全体が、蓋本体及び容器本体から成っている。	○	全体が、蓋本体及び容器本体から成っている。	a	全体が、蓋本体及び容器本体から成っている。	○	全体が、蓋本体及び容器本体から成っている。
B	容器本体は、上面に開口を有する縦長の角丸正方形筒状である。	○	容器本体は、上面に開口を有する縦長の角丸正方形筒状である。	b	容器本体は、上面に開口を有する縦長の角丸正方形筒状である。	○	容器本体は、上面に開口を有する縦長の角丸正方形筒状である。
C	蓋本体は、容器本体の上面の開口に合わせた角丸正方形状であって、容器本体に取り付けた状態で外観に表れる上側部分が薄く形成されたものである。	×	蓋本体は、容器本体の上面の開口に合わせた角丸正方形状であって、容器本体に取り付けた状態ではプレートのように見えるものである。	c	蓋本体は、容器本体の上面の開口に合わせた角丸正方形状であって、容器本体に取り付けた状態で外観に表れる上側部分が薄く形成されたものである。	×	蓋本体は、容器本体の上面の開口に合わせた角丸正方形状である。
D	容器本体の壁取付面には、マグネットが貼り付けられている。	○	容器本体の壁取付面には、マグネットが貼り付けられている。	d	容器本体の壁取付面には、マグネットが貼り付けられている。	○	容器本体の壁取付面には、マグネットが貼り付けられている。
具体的構成態様				具体的構成態様			
E	容器本体は、横、奥行き、高さの長さ比を、約1対1対2.4としたものである。	○	容器本体は、横、奥行き、高さの長さ比を、約1対1対2.4としたものである。	e	容器本体は、横、奥行き、高さの長さ比を、約1対1対2.4としたものである。	○	容器本体は、横、奥行き、高さの長さ比を、約1対1対2.4としたものである。
F	蓋本体の上面は、略フラット形状に形成したものである。	○	蓋本体の上面は、略フラット形状に形成したものである。	f	蓋本体の上面は、中央に近づくに従って上方に向かって若干傾斜したものである。	○	蓋本体の上面は、中央に近づくに従って上方に向かって若干傾斜したものである。
G	蓋本体の下面には、蓋本体の外形よりも一回り小さい突部を形成している。	○	蓋本体の下面には、蓋本体の外形よりも一回り小さい突部を形成している。	g	蓋本体の下面は、蓋本体の外形よりも一回り小さい突部を形成している。	○	蓋本体の下面は、蓋本体の外形よりも一回り小さい突部を形成している。
H	蓋本体の一側面（壁取付面）の中央に、外方向に突出する小さな延出部を形成している。	○	蓋本体の一側面（壁取付面）の中央に、外方向に突出する小さな延出部を形成している。	h	蓋本体の全ての側面を外方向に延出しないように形成している。	○	蓋本体の全ての側面を外方向に延出しないように形成している。
I	(I-1) マグネットは、容器本体の壁取付面の略全体に亘って広く設けられた縦長長方形シート状である。 (I-2) マグネットは、容器本体の壁取付面の縦方向で約92%、横方向では約67%の大きさの縦長長方形シート状であり、横、縦の長さの比は、約1対2.9である。	×	マグネットは、容器本体の壁取付面の略全体に亘って広く設けられた縦長長方形シート状であり、横、縦の長さ比は、約1対2.9となっている。	i	(i-1) マグネットは、容器本体の壁取付面の大部分を占める縦長長方形シート状である。 (i-2) マグネットは、容器本体の壁取付面の縦方向で約83%（147mm/175.9mm）、横方向で約60%（44mm/73mm）の大きさの縦長長方形シート状であり、横、縦の長さ比は、約1対3.3となっている。	×	マグネットは、容器本体の壁取付面の縦方向で約83%（147mm/175.9mm）、横方向で約60%（44mm/73mm）の大きさの縦長長方形シート状であり、横、縦の長さ比は、約1対3.3となっている。
J	(なし)	×	マグネットは、容器本体から突出しており、突出部の形状は縦長長方形である。	j	マグネットの上下に、横長長方形シート状の防滑シート（滑り止め）が設けられている。	×	①マグネットの上下に接して、それぞれ、縦約9mm、横約58mmの横長長方形シート状の防滑シートが設けられ、 ②マグネットと防滑シートは、容器本体から突出しており、 ③マグネットと防滑シートから成る突出部は、ローマ字大文字「I」字状の形状となっている。